

個人所得税「新年開幕」特別連載その 3 — 納税申告の新趨勢、自然人納税者管理に ハイライトした新管理制度

2018 年 12 月
第 38 号

摘要

自然人納税者の税法遵守に対する意識を強化するため、新個人所得税法の徴収・管理の方向性は次第に源泉徴収を主とした方式から、自然人納税者による自主納税申告方式へ移行しつつあります。政策サポートとして、2018 年 12 月 22 日、国家税務総局は以下のような一連の関連通達を公布しました。

-「国家税務総局: 自然人納税者識別番号に係る関連事項に関する公告」(国家税務総局[2018]59号、以下「59号公告」)

-「国家税務総局: <個人所得税源泉徴収管理弁法(試行)>の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2018]61号、以下「61号公告」)

-「国家税務総局: 個人所得税自主納税申告に係る関連問題に関する公告」(国家税務総局[2018]62号、以下「62号公告」)

今回の「中国税務/ビジネスニュースフラッシュ」では、「59号公告」と「61号公告」、「62号公告」を踏まえ、新個人所得税法施行後における個人所得税の徴収・管理方法について簡潔にまとめます。

詳細

自然人納税者に対する徴収・管理の基本通達として位置づけられる、「59号公告」では、まず自然人納税者識別番号は、自然人納税者が各種税務関連事項を処理するための唯一の識別コードであることを明示したほか、納税者識別番号の発行時期や発行方法、必要資料(例えば身分証明書)、具体的な用途(例えば納税申告などの税務関連事項の処理)を示し、かつ自然人納税者がその本人の納税者

識別番号について問い合わせした際、税務機関は協力しなければならないと規定しています。具体的な要求については、添付資料をご参照ください。

自主納税申告の要求は新税法に併せて変更

2006年、「国家税務総局:

「個人所得税自主納税申告弁法(試行)」の印刷発布に関する通達」(国税発[2006]162号、以下「162号通達」)が公布される前、納税者の自主申

告義務は2箇所或いは2箇所以上から賃金給与を取得している場合、源泉徴収義務者がいない場合などの特殊なケースにのみ限られていました。また、162号通達ではさらに年間所得額が12万元以上の納税者に、自ら年間所得や納税状況について税務局に対して申告する義務を課し、個人所得税の自主申告対象となる範囲を拡大していました。

新たに公布された「62号公告」では新個人所得税法で規定

された内容に応じて、全面的で以下の場合ごとに、自主申告の要求を規定するようになりました。

1. 総合所得を取得し確定精算を行う必要のある場合の申告納税
2. 経営所得を取得する場合の納税申告
3. 課税所得を取得しているが、源泉徴収義務者が源泉徴収をしていない場合の納税申告
4. 中国国外源泉所得を取得する場合の納税申告
5. 中国国外に移住し、中国戸籍を抹消する場合の納税申告
6. 非居住者個人が中国国内において 2 箇所以上から賃金、給与所得を取得する場合の納税申告

具体的な申告場所、申告期限、申告方法などの詳細について明確に規定したほか、以下の新しく追加された内容も注目されます。

非居住納税者

- 源泉徴収義務者が税金の源泉徴収をしていない場合、翌年の 6 月 30 日或いは中国から出国する前(のいずれか早い期日)までに源泉徴収義務者の所在地の主管税務局に納税申告しなければなりません。当該要求は今後の税務機関とその他の部門(例えば入出国管理局)との十分な情報共有をベースとしています。金税三期システムにおいては当該申告要求について対応するために、非居住納税者に対しその任期終了後の出国予定時期の記入を要求しており、これらの情報により非居住納税者の任期終了後の出国に係る税務精算について今後特に注目する必要があります。
- 非居住者個人が中国国内において 2 箇所以上から賃金、給与所得を得ている場合、当該所得を取得した月の翌月 15 日までに、そのうちの 1 箇所の雇用企業の所在地の主管税務局に納税申告しなければなりません。金税三期システムの「全国一盤棋(同一のデータベースで各地方の管理

を行うこと」の観点から、納税者が複数箇所勤務している状況を、自動的に検出することができます。このような状況において、非居住者個人が適時に自主申告していない場合、直ちにその事実が識別されるため、比較的高い税務リスクに直面する可能性があります。

戸籍抹消に係るタックスクリアランス

- 納税者が中国戸籍を抹消する年度において総合所得又は経営所得を取得している場合、戸籍を抹消する前に、当年度の総合所得又は経営所得の確定申告をしなければなりません。納税者が戸籍を抹消する年度において利息、配当、株式利子所得、資産賃貸所得、資産譲渡所得、および一時所得を取得している場合、戸籍を抹消する前に、当年度における上記所得の完納状況を申告しなければなりません。現在、海外移住者の人数が増加するに伴い、戸籍抹消の状況もますます増えていることを考慮して、新税法の当該状況に対するコンプライアンス要求についても注目の必要があります。
- 税金を納付していない或いは過少納付した納税者は、戸籍を抹消する前に、滞納分或いは未納分の税額を納付しなければなりません。また、税金の分割納付をして、まだ完納していない納税者については、戸籍を抹消する前、未納の税金を納付しなければなりません。上記の状況において、納税者に未納付或いは過少納付となった具体的な時間の長さ、スケジュール、納税者が提出しなければならない証明文書或いは税務機関が採用すべき具体的な徴収管理方法についてはまだ明確にされておらず、今後、徴収側と納付側の双方にとって参考となる具体的な規定が発表されると予測されています。

源泉徴収申告管理の再延長

2018年12月20日付で国家税務総局が公布した「国家税務総局:新個人所得税法の実施に係る若干の徴収管理移行問題に関する公告」(国家税務総局公告[2018]56号、以下「56号公告」)において新個人所得税法施行後の個人所得税源泉徴収の関連問題(詳細については「個人所得税「新年開幕」特別連載その1」をご参照ください)を明確にしたのに続いて、「61号公告」では、「56号公告」に含まれる大部分の内容をカバーするほか、全体の源泉徴収申告管理フローをさらに整理し、同時に「国家税務総局:<個人所得税全員全額源泉徴収申告管理暫定弁法>に関する通達」(国税発[2005]205号)を廃止しました。

「61号公告」では、異なる所得区分に係る源泉徴収義務者の主体、源泉徴収期限などについて説明し、そのうち居住者個人と非居住者個人に対する源泉徴収方法は「56号公告」の関連規定と一致させるとともに以下の要点をさらに追加しました。

納税者

- 非居住者個人が一納税年度内の税金源泉徴収の方法を変えずに、居住者個人の条件を満たす時、源泉徴収義務者に基本情報の変更状況を通知し、年度終了後に居住者個人に関する関連規定に従い確定精算をしなければなりません。
- 租税条約の待遇を享受する納税者は、課税所得の取得時に自主的に源泉徴収義務者に通知し、関連する情報、資料を提出しなければならず、源泉徴収義務者は源泉徴収を行う際、租税条約の待遇の享受に係る関連弁法に基づき処理しなければなりません。

源泉徴収義務者

- 賃金、給与を支払う源泉徴収義務者は、当該年度終了後の2か月以内に、納税者に対してその個人所得と源泉徴収済税額などの情報を提供しなければなりません。納税者が年度期間中に上

記の情報提供が必要となった場合、源泉徴収義務者は当該情報を提供しなければなりません。

- 納税者が賃金、給与所得以外のその他の所得を取得する場合、源泉徴収義務者は税金の源泉徴収後において適時に納税者にその個人所得と源泉徴収済税額などの情報を提供しなければなりません。

留意点

自然人納税者識別番号を基礎とした自主納税申告と源泉徴収申告を組み合わせた方法は、新個人所得税法下の『新常态』になると考えられています。情報化された税収の徴収・管理システムや各部門間の情報共有により納税者、源泉徴収義務者、そして税務機関間の情報チャネルは次第に開かれることとなるでしょう。このようなマクロ環境において、納税者と源泉徴収義務者は、以下のことについて注意を払うことをお勧めします。

- 居住者個人が自ら税法遵守の意識を持つこと。つまり、源泉徴収義務者が源泉徴収義務を果たしていない場合、又は取得した所

得において源泉徴収義務者が存在しない場合、納税者は相変わらず自主納税申告を通じてその納税義務を果たす必要があります。居住者個人は自身の国内及び国外の所得について整理を行うと同時に、税務全体の最適化を図るため、控除項目や租税条約の恩典適用を受けるための条件、その他税収優遇政策についても把握しておくことをお勧めします。

- 非居住者個人は過去と比較して、必要のない税務上或いは出入国上のコンプライアンスリスクを避けるために、複数箇所における任職、中国を出国する際のタックスクリアランス及び居住者個人になる条件などの関連規定について全面的に把握する必要があります。
- 源泉徴収義務者は、源泉徴収の方法を確定するためにどのような居住者個人と非居住者個人を区別しなければならないのか、専項附加控除情報の収集や保管、および従業員と税務局からの問い合わせや抜き取り調査

に対する適時な対応などのチャレンジに直面します。

- 自主納税申告と源泉納税申告の管理弁法においては、現在依然としてさらに明確化される必要のある事項(例えば戸籍抹消のためのタックスクリアランス)が残されており、今後これらにおいては実務上の参考となる実例や対応する政策規定があることが望まれます。

2019年1月1日の新税法施行後において、企業は源泉徴収義務者として源泉徴収申告管理の改善を続けるとともに、個人は納税者として新たな役割に適応し、その自身の責任、権利及び義務をより明確にして、かつますます複雑化される税収環境において専門家のアドバイスを求めることも考慮に入れることを推奨します。

注釈:

1. 個人所得税「新年開幕」特別連載その1については「中国税務/ビジネスニュースフラッシュ」2018年第36号をご参照ください。

添付資料

納税者のカテゴリー	納税者識別番号	有効な身分証明書
中国籍国民	身分証番号	「中華人民共和国居者身分証」
華僑かつ居民身分証を有しない場合	納税者識別番号 (納税者が初回税務関連手続きを行う際、税務機関より付与され、直接又は源泉徴収義務者を通じてその納税者識別番号が通知される)	「中華人民共和国パスポート」と華僑身分証明
香港・マカオ地区の住民		「香港・マカオ住民来往内地通行証」或いは「中華人民共和国香港・マカオ居民居住証」
台湾地区の住民		「台湾居民来往大陸通行証」或いは「中華人民共和国台湾居民居住証」
外国籍個人(永住居留証を有する場合)		「中華人民共和国外国人永久居留身分証」と外国パスポート
外国籍個人(就労許可証を有する場合)		「中華人民共和国外国人就労許可証」と外国パスポート
外国籍個人		外国パスポート

お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、サービスチームまでお気軽にご連絡ください。

PwC 個人所得税サービスチーム

華中地域

朱錦華
パートナー
+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

華北地域

楊治中
パートナー
+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

華南地域

林灿燊
パートナー
+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com



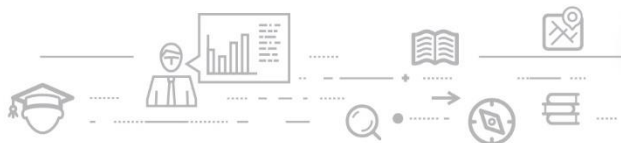
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- ・ “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 9 月 27 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。

本稿は中国及び香港の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

梅紀成
TEL: +86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwchk.com>

または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

个税“辞旧迎新”系列之三 —— 纳税申报新趋势，彰显自然人纳税人管理新制度

二零一八年十二月
第三十八期

摘要

为培养增强自然人纳税人的税务遵从意识，新个人所得税法的征管方向正在逐步从以扣缴申报方式为主，向自然人纳税人自行纳税申报方式过渡。作为政策支持，2018年12月22日，国家税务总局发布了一系列相关文件如下：

- 《国家税务总局关于自然人纳税人识别号有关事项的公告》（国家税务总局公告[2018]59号，以下简称“《59号公告》”）
- 《国家税务总局关于发布<个人所得税扣缴申报管理办法（试行）>的公告》（国家税务总局公告[2018]61号，以下简称“《61号公告》”）
- 《国家税务总局关于个人所得税自行纳税申报有关问题的公告》（国家税务总局公告[2018]62号，以下简称“《62号公告》”）

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将结合《59号公告》、《61号公告》和《62号公告》，对新个税法实施后个人所得税的征管方式进行简要总结。

详细内容

作为自然人纳税人的征管基础，《59号公告》首先明确自然人纳税人识别号是自然人纳税人办理各类涉税事项的唯一代码标识，并明确了办理纳税人识别号的时间、渠道及所需资料（如有效身份证件），具体用途（如用以办理纳税申报等涉税事项），同时强调税务机关应为自然人纳税人查询本人纳税人识别号提供便利。针对具体的要求，请参见附表。

自行纳税申报要求随新税法升级

在2006年《国家税务总局关于印发《个人所得税自行纳税申报办法（试行）》的通知》（国税发[2006]162号，以下简称“162号文”）发布以前，纳税人的自行申报义务仅限于从两处或两处以上取得工资薪金、没有扣缴义务人等特殊情形。162号文进一步要求年所得12万元以上的纳税人都需要作为申报主体针对全年所得和税务情况向税务机关进行申报，扩大了个税自行申报的范围。

新的《62号公告》应新个人所得税法的要求，衍生出更为全面并具针对性的自行纳税申报要求：

- 一、取得综合所得需要办理汇算清缴的纳税申报
- 二、取得经营所得的纳税申报
- 三、取得应税所得，扣缴义务人未扣缴税款的纳税申报
- 四、取得境外所得的纳税申报
- 五、因移居境外注销中国户籍的纳税申报

六、非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得的纳税申报

除明确具体的申报地点、申报期限、申报方式等细节外，以下新内容也值得关注：

非居民纳税人

- 在扣缴义务人未扣缴税款的情况下，应在次年6月30日或者离境前（二者较早者），向扣缴义务人所在地主管税务机关办理纳税申报。这项要求将以未来税务机关与其他部门（如出入境管理）充分的信息共享为基础。结合目前金三系统申报的要求，针对非居民纳税人要求填写预计结束任职后的离境时间，未来非居民纳税人结束任职离境的税务清算值得特别关注。
- 如果非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得的，应当在取得所得的次月15日内，向其中一处任职、受雇单位所在地主管税务机关办理纳税申报。从金三系统全国一盘棋的角度，如果纳税人有多处任职的安排，应当可以被自动识别。在这种情况下，非居民个人未及时进行自行申报，可能会被迅速甄别，面临较大的税务风险。

户籍注销清税

- 纳税人在注销户籍年度取得综合所得的或经营所得的，应当在注销户籍前，办理当年综合所得或当年经营所得的汇算清缴；纳税人在注销户籍当年取得利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得的，应当在注销户籍前，申报当年上述所得的完税情况。考虑到目前跨境群体的不断扩大，户籍注销的情况越来越多见，新税法对于这一情形的合规要求也需要高度关注。
- 纳税人有未缴或者少缴税款的，应当在注销户籍前，结清欠缴或未缴的税款。纳税人存在分

期缴税且未缴纳完毕的，应当在注销户籍前，结清尚未缴纳的税款。针对于以上情况，纳税人有未缴或者少缴税款的情况所涉及的具体时间跨度，纳税人提供何种证明文件或者税务机关采取哪些具体征管方式，尚未明确，相信未来会出台更为详细的具体规定便于征纳双方参考。

扣缴申报管理的再延伸

接续2018年12月20日国家税务总局发布的《国家税务总局关于全面实施新个人所得税法若干征管衔接问题的公告》（国家税务总局公告[2018]56号，以下简称“《56号公告》”）对于新税法实施后个人所得税扣缴相关问题的明确（详情请参考“个税辞旧迎新系列之一”¹⁾，《61号公告》不仅涵盖《56号公告》中的大部分内容，更将整体的扣缴申报管理流程进行了梳理，并同时废止了《国家税务总局关于印发《个人所得税全员全额扣缴申报管理暂行办法》的通知》（国税发[2005]205号）。

《61号公告》对不同所得项目的扣缴义务主体，扣缴时限等进行了说明，其中针对居民个人和非居民个人的扣缴方法与《56号公告》的相关规定一致，同时延伸出以下要点：
纳税人

- 非居民个人在一个纳税年度内税款扣缴方法保持不变，达到居民个人条件时，应当告知扣缴义务人基础信息变化情况，年度终了后按照居民个人有关规定办理汇算清缴。
- 纳税人需要享受税收协定待遇的，应当在取得应税所得时主动向扣缴义务人提出，并提交相关信息、资料，扣缴义务人代扣代缴税款时按照享受税收协定待遇有关办法办理。

扣缴义务人

- 支付工资、薪金所得的扣缴义务人应当于年度终了后两个月内，向纳税人提供其个人所得

和已扣缴税款等信息。纳税人年度中间需要提供上述信息的，扣缴义务人应当提供。

- 纳税人取得除工资、薪金所得以外的其他所得，扣缴义务人应当在扣缴税款后，及时向纳税人提供其个人所得和已扣缴税款等信息。

注意要点

以自然人纳税人识别号为基础，自行纳税申报和扣缴申报相结合的方式应该会是新个人所得税法下的新常态。信息化的税收征管系统和各部门的信息共享可以逐步打通纳税人、扣缴义务人以及税务机关之间的信息通道。在这样的大环境中，我们希望提醒纳税人和扣缴义务人：

- 居民个人应建立自主税收遵从意识，即使扣缴义务人未能进行扣缴或者取得的所得没有扣缴义务人的情况下，纳税人依然需要通过自行纳税申报的方式履行纳税义务。居民个人需要对自身境内境外的所得进行梳理，同时了解可能的扣除项目、享受税收协定待遇的条件以及其他税收优惠政策，以便达到自身整体税务的最优化。
- 非居民个人与以往相比，有必要全面了解多处任职、离境清税以及可能达到居民个人条件等的相关规定，以避免触发不必要的税务或是出入境的合规风险。
- 扣缴义务人面临如何区分居民个人和非居民个人从而确定对应的扣缴方式，专项附加扣除的信息收集、保密和及时应对员工和税务机关的询问与抽查等挑战。
- 自行纳税申报和扣缴申报的管理办法中，目前还留存一些待进一步澄清的事项（如户籍注销清税），希望未来可以有实例和对应的政策规定用于提供实操参考。

2019年1月1日新税法实施后，企业作为扣缴义务人需要不断提升扣

缴申报管理的同时，个人作为纳税人需要适应自己的新角色，进一步明确自身责任、权利和义务，并且

考虑在日益复杂的税收环境中寻求专业人士的解读。

注释：

2. 个税“辞旧迎新”系列之一请参见普华永道《中国税务/商务新知》2018年第36期。

附表

纳税人身份	纳税人识别号	有效身份证件
中国公民	身份证号码	《中华人民共和国居民身份证》
华侨且没有居民身份证	纳税人识别号 (纳税人首次办理涉税事项时，由税务机关赋予，并由税务机关告知或者通过扣缴义务人告知纳税人其纳税人识别号)	《中华人民共和国护照》和华侨身份证明
港澳居民		《港澳居民来往内地通行证》或《中华人民共和国港澳居民居住证》
台湾居民		《台湾居民来往大陆通行证》或《中华人民共和国台湾居民居住证》
外籍个人（持永久居留证）		《中华人民共和国外国人永久居留身份证》和外国护照
外籍个人（持工作许可证）		《中华人民共和国外国人工作许可证》和外国护照
外籍个人		外国护照

与我们谈谈

关于上述事宜，我们非常乐意与企业进行进一步的深入探讨。如您就相关事宜或企业应对有疑问，敬请联系我们的专业团队。

普华永道个人所得税服务团队

华中地区

朱锦华

+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

华北地区

杨治中

+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

华南地区

林燦燊

+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>。



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 12 月 26 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话：+86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>